議　第　111 号

沼津市立病院条例の一部改正について

沼津市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市立病院条例の一部を改正する条例

沼津市立病院条例（昭和23年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表人間ドック料の部診察、身体計測の項中「 6,560円」を「 7,480円」に改め、同部上部消化管内視鏡検査（経口）の項中「14,150円」を「14,280円」に改め、同部上部消化管内視鏡検査（経鼻）の項中「12,650円」を「12,720円」に改め、同部上部消化管エックス線検査の項中「14,130円」を「13,590円」に改め、同部大腸内視鏡検査の項中「20,540円」を「20,660円」に改め、同部乳がん検診の款視触診、乳腺超音波検査の項、視触診、マンモグラフィの項及び視触診、乳腺超音波検査、マンモグラフィの項中「視触診、」を削り、同部頭部ＭＲＩ／ＭＲＡの項中「26,120円」を「26,780円」に改め、同部前立腺腫瘍マーカー検査の項の次に次のように加える。

心臓ＣＴ検査	１回	31,180円

別表人間ドック料の部簡易型人間ドックの款市民及び市内在勤の者（健康保険組合等の契約による者を除く。）の項中「20,400円」を「21,320円」に改め、同款上記以外の者の項中「30,360円」を「31,280円」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

「提案理由」

人間ドックの料金について、令和８年度診療報酬改定内容を反映するとともに、新たな検査項目を追加するほか、所要の改正を行うものである。